

佐賀県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年五月二十五日から平成二十四年六月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津呼子線	唐津市坊主町五四四番一地从から 唐津市山下町一〇三番二地先まで	平成二四・五・二五